

天神川氾濫災害生活再建資金貸付制度の創設について

1 趣旨

令和5年5月8日に伊丹市荒牧地区で発生した天神川氾濫災害では、多くの住宅や事業所で浸水等の被害が発生した。

梅雨や夏場における熱中症や衛生面などによる健康被害が危惧されることから、「天神川氾濫災害生活再建資金貸付制度」を新たに創設し、被災者の早急な生活再建を支援する。

2 制度概要

貸付対象者	県実施の被害状況調査で被害が確認された方		
対象費用	浸水被害が確認された ① 建物附属設備（電気、給排水、衛生、ガス、空調 等） ② 交通用具（自動車、自動二輪車、自転車 等） の修理・交換に要する費用		
所得制限	なし		
貸付限度額	1,500千円（1世帯又は1事業所あたり）		
償還期間	10年以内（1年目～3年目は償還猶予）		
利 率	保証人あり	無利子	
	保証人なし	1年目～3年目	無利子
		4年目～10年目	年3%

3 申請受付期間

令和5年7月3日（月）から令和5年7月31日（月）

4 申請に必要な主な書類

- ① 貸付申請書
- ② 対象費用の見積書、請求書、領収書のいずれか
- ③ 申請者の身分証明書の写し 他

5 貸付状況（令和5年7月11日時点）

	申 請
件 数（件）	4（3世帯、1事業者）
金額（千円）	5,500
対 象 費 用	自動車の購入・修理：4件